

商工労働部長 説明要旨

商工労働部長の 今 井 でございます。

委員の皆様方には、日頃より商工労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、商工労働部の説明に入らせていただきます。

中東情勢に伴う経済への影響は依然として不透明であり、県内においても原材料やエネルギー価格の上昇に加え、小規模事業者を中心に物資調達の遅れなど事業活動への影響が出ております。

県ではこれまでも中小企業融資制度による資金繰り支援を行ってきたところでありますが、県内中小企業者が資金繰りに支障を来すことのないよう、その影響により経営環境が悪化しているすべての業種に属する事業者を対象とした低利な融資制度を新たに創設することとしております。

また、今定例会において「わかやま賃上げ環境整備支援パッケージ」の1つである「中小企業成長促進補助金」について、10億円を増額する補正予算をお願いしているところでございます。

この厳しい経営環境下にあっても、生産性向上や賃上げを目指そうとする事業者の前向きな取組を後押しすることにより、持続的な成長につながる経営基盤づくりを一層支援してまいります。

それでは、以下、最近の動きを中心にご説明いたします。

国が進めるGX戦略地域制度につきましては、本県が和歌山市・有田市と共同で申請していた、西防波堤沖埋立地、コスモパーク加太、ENEOS和歌山製造所の3エリアが、脱炭素電源活用型の有望地域として選定されました。

両市や関係事業者と緊密に連携しながら、最終選定に向けて全力を尽くし、GX関連産業の創出や脱炭素先進県の実現に取り組んでまいります。

企業の成長支援につきましては、県経済の中核を担う新たな「100 億企業」などの創出を目的とした「地域中核企業創出プログラム」を今年度から開始しました。去る 5 月25日には「100 億企業」を目指す企業群の形成や、金融機関・支援機関を含めた支援体制の構築のため、「100 億企業創出シンポジウム in 和歌山」を開催しました。今後、高度な経営診断に基づいた成長戦略の策定支援を通じて、企業の経営力強化を推進してまいります。

県産品の振興につきましては、優れた産品を厳選し、認定、推奨する制度「和歌山一番星アワード」の第2回目の認定に向け、7月から申請を受け付ける予定です。「選び抜かれた県産品を全国、そして世界へ届ける」をビジョンに掲げ、和歌山を代表する「一番星」として認定し、その魅力発信や販路拡大の支援に取り組んでまいります。

続きまして、本議会に審議をお願いしております商工労働部の

議案について、御説明いたします。

「補正予算説明書」の「出^{しゅつ}」の2ページを御覧ください。

議案第76号 令和8年度和歌山県一般会計補正予算をお願いしております。一般会計 第7款 商工費 第1項 商業費 第2目 商業振興費 1「和歌山県中小企業成長促進」の10億円の増額は、冒頭で説明しました趣旨に基づき、補助金の申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に「補正予算説明書（追加）」の「出^{しゅつ}」の3ページを御覧ください。

議案第94号 令和8年度和歌山県一般会計補正予算をお願いしております。一般会計 第7款 商工費 第1項 商業費 第2目 商業振興費 1「特別高圧受電事業者支援」の8,476万3,000円は、特別高圧の電気料金高騰の影響を受ける県内中小企業者を支援するため、増額補正をお願いするものでございます。

議案第84号は、地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

続きまして、諸報告でございます。

諸報第40号 令和7年度予算の繰越使用報告についてでございますが、「繰越使用報告書」の7ページを御覧ください。

一般会計 第7款 商工費 第1項 商業費で、1,454万5,000円を繰り越しとさせていただいております。

これは、特別高圧電力受電事業者支援の補助金の執行において、

3月分の電気使用量が4月以降に確定するため、昨年度中の完了が困難となったためでございます。

次に、14ページを御覧ください。

和歌山県営競輪事業特別会計 第1款 県営競輪特別事業費 第1項 競輪事業費で、184万6,680円を繰り越しとさせていただいております。

これは、競輪場のバンク改修工事後における周辺地域への影響調査に時間を要したことにより、昨年度中の完了が困難となったためでございます。

最後に、諸報第43号 令和7年度和歌山県営競輪事業特別会計における弾力条項適用報告についてでございますが、「弾力条項適用報告予算説明書」の2ページから4ページを御覧ください。

これは、競輪事業収入が増加したことに伴い、必要となる開催経費も連動して増加したため、地方自治法第218条第4項の規定に基づき、9億3,170万1千円の適用を行ったものでございます。

以上で、商工労働部の御説明とさせていただきます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

労働委員会事務局長 説明要旨

労働委員会事務局長の 岡本 でございます。

平素は、当委員会の運営に対し、格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、当委員会の今年度の取組状況について、説明させていただきます。

不当労働行為救済申立てに係る審査及び使用者と労働組合間の労働争議に係る調整、並びに、個別労働関係紛争に係るあっせんにつきましては、現在係属中の案件はございません。

労働相談につきましては、5月末現在で 16 件の相談に応じたところでございます。

なお、昨年度は、個別労働関係紛争に係るあっせんの申請が3件ございまして、2件は取下げ、1件はあっせんが成立して解決にて終結しました。

また、労働相談につきましては、123 件の相談に応じました。

今後とも、集団的労使紛争はもとより、個別労働関係紛争も含め、労使関係の安定のため、迅速で円満な紛争の解決に努めてまいります。

なお、当委員会から、今議会に審議をお願いしております議案等はございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。